

資料編



用語解説

あ

インクルーシブ遊具

年齢、性別、言語、能力等、様々な個性や感性を持った方たちが分け隔てなく一緒に楽しさを共有し、遊べるように設計された遊具です。

ウェルビーイング

ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉で、世界保健機構 (WHO) によると、「個人や社会の良い状態」を示しています。本計画では、みどりの多様な機能の発揮により、満足度や生活の質の向上を目指すものです。

エコスタック

木の枝や落ち葉、石等の自然のものを材料にして、人の手で作る生き物の住処のことです。

エコロジカルネットワーク

都市の生態系の保全や回復を図るため、生物の生息、生育空間として重要な緑を核とし、点在する緑をネットワークするシステムです。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

街区公園

都市公園の種別のひとつで、標準規模：0.25ha、誘致距離：半径 250m の最も身近な公園として位置づけられます。

カーボンニュートラル

2020 (令和 2) 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減とともに、「樹木等の植物による吸収作用の保全及び強化」を進めていくことが重要です。

気候変動

気温や雨の降り方等が、数十年を超える長期にわたって変化する現象のことを「気候変動」といいます。気候変動は、太陽活動の変化などによる自然現象の場合もありますが、現在問題となっている猛暑日の増加、集中豪雨等の頻繁な発生等は、人間の活動が主な要因となっています。

近隣公園

街区公園に次いで身近な都市公園として位置づけられ、標準規模：2ha、誘致距離：半径 500m となっています。

グリーンインフラ

国では、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」を、「グリーンインフラ」としています。公共施設においては、公園や街路樹等がグリーンインフラの代表としてあげられますが、自宅や共同住宅の敷地内の緑化も含まれます。

グリーンカーテン

アサガオやヘチマ等のつる性の植物を日の差し込む建物の窓の外側に植え付けてカーテン状に育てることで、日差しを和らげることができます。



さ

市民農園

市民がレクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

社会通念上安定した緑地

公開されている学校やグラウンド、社寺境内地など、社会通念上において安定している緑地です。

住区基幹公園

身近な公園として位置づけられる街区公園、近隣公園、地区公園の総称です。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図るものとして、規模 500 m²以上等の一定の要件を満たす市街化区域内農地を対象に、都市計画に定める地域地区です。

制度上安定した緑地

緑地保全地域や生産緑地地区、保存樹林等、法律や条例等の制度により担保される緑地です。

ソーシャルインクルージョン

日本語訳で、「社会的包摂」といい、社会的に全ての人を包み込み、誰も排除されことなく、全員が社会に参画する機会を持つことを言います。

た

地区計画

都市計画法に基づき、良好な市街地環境の保全や創出を図るため、建物の用途や形態、敷地面積などを定める制度です。

地区公園

住区基幹公園のうち、最も大きな公園で、標準規模：4ha、誘致距離：半径 2km となっています。

特別緑地

国立市緑化推進条例に基づき、樹林、樹木、草生地等が所在する概ね 1,000 m²以上の地域のうち、良好な自然状態が保持され、その保全を図ることが必要な状態であり、動植物の生育地であって、これらの保全又は繁殖を図ることが必要な地域です。

都市基幹公園

都市を単位として、都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のことです。総合公園及び運動公園があります。

都市計画公園

都市計画法第 11 条に規定する都市施設である公園として、都市計画決定されたものです。休憩、遊戯、運動及びレクリエーションなどに活用される他、災害時の避難場所としても重要な役割を果たします。

都市計画道路

都市計画法に規定する都市施設である道路として定められているもので、市内では大学通り（都市計画道路 3・1・11）やさくら通り（都市計画道路 3・4・5）などがあります。





都市計画緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園です。

都市景観形成重点地区

都市景観形成条例に基づき、都市景観上優れた特性を有し、その保全、改善、整備が都市景観の形成に、極めて重要である地域を「都市景観形成重点地区」として指定し、重点的に都市景観の形成を図ります。

都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地のことです。

都市緑地

都市公園種別のひとつで、都市の自然環境の保全、改善、都市景観の向上を図ることを目的に設置される、自然空間を主体とした公園です。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）は、2015（平成27）年の国連サミットで採択された17の国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい社会の実現に向けて、国内外において、目標達成に向けた取組が行われています。

地球温暖化

化石燃料の消費で生ずる二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

な

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。ネイチャーポジティブは「みんなで我慢する」のではなく、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ための目標です。

は

ヒートアイランド現象

人間活動の活発な都市部で「島状」に気温の高い部分ができる現象です。緑地や水面が減り、コンクリートやアスファルトが増えると、地表面が高温になり、気温が上昇します。気温が上がると、冷房等の需要が増し、その排熱が気温を一層上昇させます。こういった悪循環が、ヒートアイランドをさらに深刻化させています。

保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域として指定しています。

保存樹木

国立市緑化推進条例に基づき、地上1.5mの高さにおける幹回り1.5m以上、高さ15m以上、歴史的由緒または希少価値のいずれかに該当する樹木です。

保存樹林

国立市緑化推進条例に基づき、100㎡以上あり、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹形が美観上優れている樹林です。



や

屋敷林

農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された樹林です。

ユニバーサルデザイン

ロナルド・メイスにより提唱された言葉で、バリアフリーの概念に代わって、「できるだけ多くの人が利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」と定義しています。

ら

緑化重点地区

緑の基本計画の中で、重点的に緑化推進を図る特定の地区のことです。

緑被率

ある地域または地区において、樹木や草花等の緑に覆われた部分（緑被地）の占める面積割合。緑の量を把握する手法として広く用いられています。

レッドリスト

種の絶滅の危険度を客観的に評価してリストにまとめたもの。国及び都道府県で取りまとめて公開しています。

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種の生息状況や存続を脅かしている原因等を取りまとめた資料です。

歴史環境保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、歴史的遺産と一体となった自然を保護することが必要な地域を、歴史環境保全地域として指定しています。

わ

ワークショップ

住民参加手法のひとつです。住民参加によるまちづくりが重視される今日において、公共施設の利用者である地域住民の利便性などを高める目的で、公園整備やまちづくりを行う際に、多くの自治体で取り入れています。



国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略

令和7（2025）年3月

編集・発行 国立市 生活環境部環境政策課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2丁目4-7-1

TEL：042-576-2111（代表）

